

第3回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年8月29日 9時00分開会 ～ 10時30分閉会
2. 開催場所 恵庭市役所 3階 301・302会議室
3. 出欠状況（出席委員14名）

1番	職務代理者	小寺 和雄	出席	
2番		姉崎 敏一	出席	
3番		橋本 佳文	出席	議事録署名員
4番		中島 和彦	出席	議事録署名員
5番		大岩 則子	出席	
6番		小山内 洋美	出席	
7番		工藤 伸一	出席	
8番		坂本 孝之	出席	
9番		西野 和文	出席	
10番		平野 貴史	出席	
11番		寺澤 順一	出席	
12番		中村 孝之	出席	
13番		田中 浩巳	欠席	
14番		澤永 英樹	出席	
15番	会 長	西口 雅樹	出席	

4. 協議事項

- 報告第1号 委員会業務報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 現地目証明願の会長専決処分について
- 議案第1号 現地目証明願について
- 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- 議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（知事処分）
- 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について
- 意見案第 1 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の改訂について

5. 参与した職員

農業委員会事務局

局長	西中	紀和
次長	市川	忠志
主査	横式	信幸
	大高	慶寛
	関	将司

6. 議事内容

事務局長： 只今より第 3 回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。
それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 皆様、おはようございます。
開会前、とにかく暑く、どこでゲリラ豪雨があるかという話題になっておりましたが、これから本格的に秋の収穫入っていくわけですが、安定した天候で推移してくれればと思っております。作物別には障害等がございますが、少しでも我々の倉庫に入るようになれば、皆さんの 1 年の努力が実るのかなと思っております。
先日、各連合会の会長が変わったということで、北海道農業会議の臨時総会へ行ってきました。次の日には常設審議委員会ということで諮問機関としての役割があり、そのメンバーとして出席してきました。
何事にも、初めてなもので、色々と勉強させていただきながら、任期の間全うしようと考えておりますので、よろしく申し上げます。
本日の議案審議、皆様のご理解、協力をよろしく申し上げます。

事務局長： ありがとうございました。
恵庭市農業委員会会議規則第 5 条第 3 項により、これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、日程1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第4条に基づき、議事録署名員の指名を行います。

3番橋本委員、4番中島委員を指名します。よろしくお願いいたします。
続きまして、日程2「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局長： それでは、「議事日程について」ご説明いたします。

議案書の表紙裏面の日程表をご覧ください。

本日、提案されました案件の概要につきましてご説明させていただきます。報告が3件、議案が6件、意見案が1件となります。

日程3、報告第1号は、令和5年7月28日から8月28日までの委員会業務の報告となります。

日程4、報告第2号は、農地法第3条の3第1項の規定による届出について3件。

日程5、報告第3号は、現地目証明願の会長専決処分について1件。

日程6、議案第1号は、現地目証明願について2件。

日程7、議案第2号は、農地法第18条第6項の規定による通知で賃貸借の合意解約が1件。

日程8、議案第3号は、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、売買が1件。

日程9、議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）、 の による転用が1件。

日程10、議案第5号は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について3件。

日程11、議案第6号は、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について1件。

日程12、意見案第1号は、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の改訂についての意見提出が1件。

以上、議事内容の概要につきまして簡単にご説明させていただきましたが、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおりに取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第1号 委員会業務報告について

会 長： 日程 3、報告第 1 号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長： 報告第 1 号「委員会業務報告について」ご報告いたします。
令和 5 年 7 月 28 日から 8 月 28 日までの業務報告となります。
7 月 28 日 第 2 回恵庭市農業委員会総会
8 月 18 日 農地法第 3 条聞き取り調査・現地調査
8 月 24 日 北海道農業会議臨時総会
北海道農業会議第 3 回理事会
8 月 25 日 北海道農業会議第 5 回常設審議委員会
以上、委員会業務報告となります。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会 長： 日程 4、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」
このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。
番号 1、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積、XXXXm²、権利の取得日、平成 24 年 3 月 27 日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、XXXXXXXXXXのXXXXXXXXXXさん、被相続人はXXXXXXXXXXさん、令和 5 年 7 月 26 日に届出されております。
番号 2、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、公簿、畑、現況、宅

地、面積、 \blacksquare ㎡、権利の取得日、令和4年2月7日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、 \blacksquare の \blacksquare さん、 \blacksquare の \blacksquare さん、 \blacksquare の \blacksquare さん、被相続人は \blacksquare さん、令和5年7月24日に届出されております。

番号3、所在、地番、 \blacksquare 、地目、公簿、畑と田、現況、畑、面積、 \blacksquare ㎡、権利の取得日、令和5年5月22日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、 \blacksquare の \blacksquare さん、被相続人は \blacksquare さん、令和5年7月24日に届出されております。

以上、3件の届出がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第3号 現地目証明願の会長専決処分について

会 長： 日程5、報告第3号「現地目証明願の会長専決処分について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第3号「現地目証明願の会長専決処分について」
このことについて、下記のとおり専決処分を行ったので報告いたします。
番号1番、所在、地番、 \blacksquare 、地目、公簿、畑、申請、宅地、認定、非農地、面積、 \blacksquare ㎡、利用状況、 \blacksquare 、所有者、 \blacksquare の \blacksquare 、証明願出者、 \blacksquare の \blacksquare 、現地調査ですが、事務局で令和5年7月24日に実施しております。
以上、1件の専決処分を行いましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第 1 号 現地目証明願について

会 長： 日程 6、議案第 1 号「現地目証明願について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 1 号「現地目証明願について」

このことについて、下記のとおり申請があったので証明してよろしいか伺います。

番号 1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑、申請、雑種地、認定、非農地、面積、[REDACTED]m²、利用状況、[REDACTED]、所有者、証明願出者共に[REDACTED]の[REDACTED]さん、現地調査ですが、西口会長、小寺代行、工藤委員、事務局で令和 5 年 8 月 18 日に実施しております。場所につきましては、地図番号 1 番、[REDACTED]の斜線の土地でございます。

こちらの土地につきましては、昭和 41 年 8 月 31 日付で農地法第 5 条の許可が出ている土地でございます。

番号 2、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑、申請、宅地、認定、非農地、面積、[REDACTED]m²、利用状況、[REDACTED]、所有者、証明願出者共に[REDACTED]の[REDACTED]さん、現地調査ですが、西口会長、小寺代行、工藤委員、事務局で令和 5 年 8 月 18 日に実施しております。場所につきましては、地図番号 2 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地でございます。

こちらの土地につきましては、平成 12 年 7 月 26 日付で農地法第 4 条の許可が出ている土地でございます。

以上、2 件の申請がありましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

会 長： 日程 7、議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局より説明願います。

事務局： 議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
農地法第 18 条第 6 項の規定により、提出のあった賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認を求めます。

番号 1 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]
[REDACTED] m²、借主、[REDACTED] の [REDACTED] さん、貸主、[REDACTED] の [REDACTED]
[REDACTED]、契約期間ですが、[REDACTED] から [REDACTED] まで
でありましたが、[REDACTED] に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[REDACTED] のためであります。

なお、本来であれば、2 月の総会に諮る予定でありましたが、本案件は北海道農業公社が行う、農地中間管理事業となり、今年の 4 月に法改正を控えていたこともあり 2 月の段階で受付を全て停止し、改正後に再開するという事で進んで参りました。8 月より受付再開と連絡を受けたことから、今回上程したものでございます。

以上、1 件の解約につきまして、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

会 長： 日程 8、議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局： 議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」

このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。

番号 1 番、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に畑、
面積、[REDACTED] m²、譲渡人、[REDACTED] の [REDACTED] さん、理由、[REDACTED]
[REDACTED]。譲受人、[REDACTED] の [REDACTED] さん、耕作面積、

ha、家畜、なし、理由、
。権利区分、売買、価格、10 a 当たり 円、総額 円。場
所につきましては地図番号 3 番、
斜線の土地となります。

なお、この申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可要件に適合するものでございます。

以上、1 件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。
この案件対しまして、聞き取り調査を開催しております。
工藤委員より報告願います。

工藤委員： 当委員会の取り決めであります、農地法第 3 条申請に伴う聞き取り調査の結果を報告いたします。8 月 18 日、譲受人であります、
さんに出席をいただき、聞き取り調査を行いました。
聞き取り調査にあたっては、
さんの経営地の確認、取得理由、譲渡価格、今後の営農計画を確認しました。詳細は事務局より説明のあったとおりです。
他の委員から特に異議がなく、聞き取り調査を終了しました。

会 長： 只今、聴取委員長からも説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（知事処分）

会 長： 日程 9、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について（知事処分）」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について（知事処分）」このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。

番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑と田、面積、[REDACTED]m²、転用目的、[REDACTED]、権利区分、所有権、譲渡人、[REDACTED]の[REDACTED]さん、譲受人、[REDACTED]の[REDACTED]、現地調査ですが、西口会長、小寺代行、工藤委員、事務局で令和5年8月18日に実施しております。場所につきましては、地図番号4番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。次ページ以降、4の2から4の4につきましては、求積図及び建物の図面等となっております。

以上、1件の申請がありましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

坂本委員： [REDACTED]について、どこも経営が厳しいと聞いたことがあります。
[REDACTED]については、いかがなのでしょう。

事 務 局： 元は[REDACTED]で、新規参入以降順調に規模拡大をしており、今回の転用にかかる費用も[REDACTED]で確保できることを確認しています。
認定農業者更新の書類でも、[REDACTED]が順調に増えているというのと、5年後には現状より倍近くの目標としており、経営状況は悪くないと認識しております。

会 長： ほかにご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

会 長： 日程10、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の審議ですが、本案件中、1件が私の案件となりますことから、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限につき、当該委員の案件に際しては退席することになりますので、進行を小寺代行にお願いし、私は退席いたします。

代 行： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、市より決定の
求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。
番号 2 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■、所有権の移
転を受ける者、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■
■■、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、■■■■m²、場所
につきましては地図番号 6 番、■■■■、■■■■の斜線の土地と
なります。
所有権の移転を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の
各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

代 行： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

代 行： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
該当の案件が終わりましたので、会長に議長に戻っていただき進行いた
します。

会 長： それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

事 務 局： 番号 1 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■、所有権の移
転を受ける者、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■
■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■m²、場所につ
きましては地図番号 5 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となり
ます。
番号 3 番、所有権の移転をする者、■■■■の■■■■、所有権の移
転を受ける者、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■
■■、地目、公簿、現況共に、畑、面積、■■■■m²、場所につ
きましては地図番号 7 番、■■■■、■■■■の斜線の土地
となります。
所有権の移転を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の
各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について

会 長： 日程 11、議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画に定める農用地等の内容を（公財）北海道農業公社へ要請することについて、下記のとおり決定を求めます。

番号 1 番、所有者、■■■■の■■■■さん、借受予定者、■■■■の■■■■、所在、地番、■■■■、現況地目、田、面積、■■■■㎡、賃料、■■■■円、借入期間、所有者と北海道農業公社の借入期間となりますが、■■■■から■■■■、転貸期間、北海道農業公社と借受予定者の転貸期間となりますが、■■■■から■■■■、場所につきましては地図番号 8 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

農用地利用集積等促進計画は今回初めてとなります。農業経営基盤強化促進法などの法改正が令和 5 年 4 月 1 日に施工されたことにより、従来の農用地等配分計画と農用地利用集積計画が一本化され、農用地利用集積等促進計画となります。農用地利用集積計画につきましては、2 年間の経過措置がありますので、令和 7 年 3 月末までは従前どおりの取り扱いとなっております。農用地利用配分計画については、ないことから、今回の農地中間管理事業では農用地利用集積等促進計画で取り扱うこととされております。

今回のスケジュールとしましては、農業委員会が北海道農業公社に対し、促進計画を定めるよう要請を行います。要請を受けた北海道農業公社は計画を決定し北海道知事へ認可申請を行います。予定では 9 月 29 日付で

北海道知事の認可、広告の予定となっております。認可後は農業委員会及び関係機関へ通知がなされていると思います。

農地中間管理事業に関する法律第 18 条第 5 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

意見案第 1 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の改訂について

会 長： 日程 12、意見案第 1 号「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の改訂について」事務局より説明願います。

事 務 局： 意見案第 1 号「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の改訂について」このことについて、市より農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の改訂に関して意見の提出を求められたので意見を問う。
内容につきまして、農政課からの説明となります。

農 政 課： 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の改訂についてご説明させていただきます。別紙 1 をご覧ください。

1. 本構想の概要について

農業経営基盤強化促進法第 6 条において、市町村は政令で定めるところにより、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を定めることができることされており、「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定しております。

本構想は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、自ら農業改善に取り組む農業者を市町村等が認定する認定農業者制度を推進すること、認定農業者等に対して、農用地の利用集積により経営基盤の強化を図ること、さらには、恵庭市において農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展目標を明らかにし、新たに農業経営を営む者への指針となるように作成することを目的として

います。

2. 本構想の改訂の経緯

令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立し、本年4月1日付けで施行されたことに伴い、北海道農業経営基盤強化促進基本方針が本年4月3日に一部改訂されました。農業経営基盤強化促進法第6条第3項で、農業経営基盤強化促進基本構想は基本方針に即するものとされています。

法律改正に伴いまして、北海道の基本方針が改訂、それに伴って市町村も基本構想の改訂が必要となったため一部改訂しております。

3. 改訂のポイントについて

今回の基本構想は、北海道の基本方針改訂に伴い、下記の項目について変更を行います。

- ①農業を担う者の確保及び育成に関する事項の追加について
- ②利用権設定等促進事業の廃止について
- ③その他文言の修正について

4. 改訂ポイントの具体案について

- ①農業を担う者の確保及び育成に関する事項の追加について

下記の項目を追加し、従来の記載内容と重複している部分については項目の移動や削除等を行いました。

【追加項目】

- 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方
- 2 本市（町村）が主体的に行う取組
- 3 関係機関との連携・役割分担の考え方
- 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- ②利用権設定等促進事業の廃止

今回の基盤法改正で利用権設定等促進事業が廃止されたことに伴い、本文中から削除し附則で規定することとしました。

- ③その他文言の修正について

令和5年5月29日付石農務第503号により示された「農業経営基盤強化促進基本構想の記載例」に基づき、適宜文言の修正を行います。

5. 基本改正改訂に向けたスケジュールについて（案）

令和5年8月に基本構想案の完成と、本日行っております意見の照会、8月末には振興局へ協議文を提出し、9月下旬に知事の同意を得まして、9月末に基本構想の決定、公告、振興局に対して基本構想の提出を行う予定となります。

私からは、以上となります。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はありませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第3回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会 長 _____

議事録署名委員 3 番 委 員 _____

議事録署名委員 4 番 委 員 _____